行政書士法の一部を改正する法律の施行について

行政書士法の一部を改正する法律（令和7年法律第6 5号）が、令和8年1月1日に施行されます。本改正については、令和7年6月13日付で総務省自治行政局長から国土交通省官房長宛て別添のとおり通知されています。

今回の行政書士法の改正では、行政書士や行政書士法人でない者が他人の依頼を受け、「手数料」や「コンサルタント料」等どのような名目であっても、対価を受領して、業として、官公署に提出する書類等を作成することができないという従来の解釈が条文上においても明確化されました。当該行為を行った場合、従来と同様、同法第19条第1項（業務の制限）違反として処罰されるおそれがあります。

つきましては、本改正及び別添の趣旨・内容を踏まえ、引き続き適切に対応していただきますようお願いします。

また、今般の改正は以前からの解釈と同様であり、本改正に伴って取扱が変わるものではありませんが、念の為お知らせします。

（別添）

総行行第２８１号
令和７年６月１３日

各府省官房長等　殿

総務省自治行政局長
（ 公 印 省 略 ）

行政書士法の一部を改正する法律の公布について（通知）

行政書士法の一部を改正する法律（令和７年法律第６５号。以下「改正法」という。）が、議員立法により成立し、本日、公布されました。改正法は令和８年１月１日に施行されることとされています。

改正法は、行政書士の使命及び職責に関する規定の創設のほか、特定行政書士（改正法による改正後の行政書士法（昭和２６年法律第４号。以下「新法」という。）第１条の４第２項に規定する特定行政書士をいう。以下同じ。）が行政庁に対する不服申立て手続の代理等をすることができる範囲について、行政書士が「作成した」官公署に提出する書類に係る許認可等（行政手続法（平成５年法律第８８号）第２条第３号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。以下同じ。）に関するものを行政書士が「作成することができる」とすることや、同法第１９条第１項の業務の制限に関する規定についてその趣旨の明確化を図ること等を内容としています。

各行政手続の所管部局におかれましては、下記事項にご留意いただくとともに、業務の制限に関する規定の改正によりその趣旨が明確化されることを踏まえ、別添の地方公共団体における取組も参考としながら、行政書士又は行政書士法人でない者による関与を防止するための取組を行っていただきますようお願いします。

併せて、本府省及び各地方支分部局等の各申請窓口にも、この旨周知いただきますようお願いします。

なお、地方公共団体に対しても、この旨を通知していることを申し添えます。

記

１．特定行政書士の業務範囲の拡大

新法第１条の４第１項第２号に基づき、特定行政書士が、行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成することができる範囲について、行政書士が「作成した」官公署に提出する書類に係

る許認可等に関するものから、行政書士が「作成することができる」官公署に提出する書類に係る許認可等に関するものに拡大することとされたこと。

これにより、これまでは、許認可等の申請を申請者本人が行った場合において、当該申請に係る処分に不服があるときは、他の法律において不服申立ての手続を代理できる者が定められている場合を除き、申請者本人又は弁護士に依頼して不服申立てを行うものであったが、本改正により、これらの者に加え、特定行政書士に依頼して不服申立てを行うことも可能となること。

２．業務の制限規定の趣旨の明確化

改正法による改正前の行政書士法第１９条第１項（業務の制限）において、「行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない」と規定されていたが、改正法においては、本規定に「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」の文言を加え、その趣旨を明確にすることとされたこと。

これは、行政書士や行政書士法人でない者が、他人の依頼を受け、「手数料」や「コンサルタント料」等どのような名目であっても、対価を受領して、業として、官公署に提出する書類等を作成することは違法であるという現行法の解釈を条文に明示することにより、行政書士や行政書士法人でない者による違反行為の更なる抑制を図ろうとする趣旨によるものであること。

＜参照条文＞

●改正後の行政書士法（昭和２６年法律第４号）　※令和８年１月１日施行

（業務）

第一条の三　行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。

２　行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。

第一条の四　行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

一　〔略〕

二　前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成すること。

三・四　〔略〕

２　〔略〕

（業務の制限）

第十九条　行政書士又は行政書士法人でない者は、他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て、業として第一条の三に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。

２　〔略〕